

フォローアップ監査結果報告書

令和7年4月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

前回（令和5年度）の定期監査における指摘事項に対して講じた措置

2 対象部課

- (1) 総合政策部（広報広聴課）
- (2) 子ども家庭応援部（子育て支援課）
- (3) 公営競技事業所
- (4) 市民病院事務局（経営管理課）
- (5) 教育総務部（学校給食課）
- (6) 生涯学習部（生涯学習課、スポーツ振興課、郷土文化課）

第2 監査の目的

フォローアップ監査は、令和6年度岸和田市監査等実施方針に定めるところにより、前回の定期監査で、是正・改善の必要があるため指摘事項とし、地方自治法第199条第14項の規定により、市長等から措置状況の提出を受けた事項について、内部点検体制が有効に機能しているかとの視点により、改善状況の確認を行い、類似指摘事項の発生防止を図ることを目的とする。

第3 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象部課から、前回の定期監査における指摘事項に対して講じた措置に関し、次の4点について記載した資料の提出を受け、措置内容の点検に必要な契約書や領収証書等の関連書類等の提出を求め、また、関係職員から内部点検体制について聴取することにより、指摘事項についての改善状況の確認を行った。

- (1) 監査結果の課内周知方法
- (2) 令和6年度の執行状況
- (3) 措置を講じた内容が継続して行われているかの確認
- (4) その他事務改善に向けた取り組み等

第4 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

- (1) 調査期間 令和7年2月13日から令和7年3月28日まで
- (2) 監査実施日 令和7年3月28日

第5 監査を実施した監査委員

山本 貞徳、平田 徹

第6 監査の結果

監査対象部課での前回の定期監査における指摘事項11件について、改善状況を確認した結果、8件は改善されていることを確認した。しかし、生涯学習課の1件については改善が見られなかったため、下記の指摘事項の判断基準①により、再度指摘事項とした。また、子育て支援課の1件及び郷土文化課の1件については改善が不十分であったため、下記のその他部内における注意を要する事項の判断基準②により、注意を要する事項とした。

指摘事項については、再び同じ誤りが生じないように是正・改善の必要があるため、適切な措置を講じられたい。なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。
指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準は、次のとおりである。

指摘事項

- ① 市に損害を与えている、又は損害を与える恐れがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの
- ④ 不必要な予算執行をしているもの
- ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
- ⑥ 契約や協定等に反しているもの
- ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
- ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
- ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）
- ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
- ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

その他部内における注意を要する事項

- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
- ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの

1 総合政策部

(1) 広報広聴課

前回の定期監査における指摘事項
納入通知書等を発しない随時の収入は、地方自治法施行令の規定により、領収した日の属する年度によって歳入所属年度を区分することになっているが、各施設コピー料について、年度を誤って調定処理しているものがあった。
措置内容
コピー料の3月分収入について、4月当初に処理をした際、誤って新年度へ調定処

理してしまったものです。今後は、年度誤りのないよう年度末に調定処理することとし、また複数での確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。

改善状況の調査結果

<改善済>

令和5年度のコピー料について、令和5年度の収入として調定及び収入が行われていることを確認した。

2 子ども家庭応援部

(1) 子育て支援課

前回の定期監査における指摘事項

随時の費用に係る資金前渡については、目的完了後10日以内に精算すべきところ、精算が遅延しているものがあった。

措置内容

随時の費用に係る資金前渡については、精算書を作成し、課内の決裁完了後に速やかに会計課に提出すべきところ、手元に保管していたため精算が遅延してしまったものです。

精算書については会計課に速やかに提出するまでが一連の処理であることを課内で周知し、今後迅速に処理を行います。

改善状況の調査結果

<注意を要する事項>

令和6年度の随時の費用に係る資金前渡について、目的が完了した翌日には精算書が会計課に提出されていたものの、証拠書類の不備により結果として精算が遅延しているものがあった。前渡資金の精算にあっては、精算書及び証拠書類に不備が生じないように事務処理上の管理点検体制の充実を図り、期間内に事務が完了するよう引き続き改善に努められたい。（判断基準 ②）

3 公営競技事業所

ア 調定について

前回の定期監査における指摘事項

歳入を収入するときはこれを調定しなければならないが、場外開催日特別観覧席等入場料について、調定が遅延しているものがあった。

措置内容

ご指摘の場外開催日特別観覧席等入場料の調定が遅延しているものがあったことにつきましては、適切な時期に調定することを失念していたことが原因でございます。

今後は入場料額が確定し入金を確認できた後、速やかに調定するよう徹底します。

改善状況の調査結果

<改善済>

令和6年度の場外開催日特別観覧席等入場料の調定及び収入事務について、調定及び収入が遅延しているものがないことを確認した。

イ 資金前渡の精算について

前回の定期監査における指摘事項
随時の費用に係る資金前渡については、目的完了後 10 日以内に精算すべきところ、精算が遅延しているものがあった。
措置内容
ご指摘の随時の費用に係る資金前渡の精算が遅延しているものがあったことにつきましては、資金前渡にかかる会計処理について認識の不足により、適切な時期の精算処理を失念していたことが原因でございます。 今後は資金前渡の会計処理について改めて周知するとともに、グループウェアのスケジュール機能を利用し、精算すべき日の到来を所内全員に周知することにより処理の徹底を図ります。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和6年度の随時の費用に係る資金前渡について、精算が遅延しているものがないことを確認した。

4 市民病院事務局

(1) 経営管理課

前回の定期監査における指摘事項
岸和田市事務決裁規程では、工事施工又は交際費に関すること以外の支出負担行為の専決事項が定められており、契約金額が 100 万円以上 500 万円未満のものは局長専決とすべきところ、課長専決で処理されているものがあった。
措置内容
当該契約について、経営管理課長から局長に報告を行い、局長が内容について確認をしました。また、指摘内容である「支出負担行為の専決事項」を添付し課内で供覧を行いました。今後、支出負担行為の決裁区分について、十分に注意し、再確認するとともに、岸和田市事務決裁規程に基づいた決裁を行います。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和6年度の 100 万円以上の資産購入に係る支出負担行為について、市立岸和田市民病院事務決裁規程において準用する岸和田市事務決裁規程に基づいた専決区分で決裁されていることを確認した。

5 教育総務部

(1) 学校給食課

前回の定期監査における指摘事項

市有財産賃貸借契約書に基づき徴収する自動販売機の電気料金について、令和4年度の収入として歳入すべきところ、過年度分として令和5年度に歳入されていた。
措置内容
地方自治法第208条の規定による会計年度独立の原則について課内で改めて認識を共有し、自動販売機電気料金の計算根拠となる給食センター電気料金、電力量が確認でき次第早急に処理を行います。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和5年度の自動販売機の電気料金について、令和5年度の収入として調定及び収入が行われていることを確認した。

6 生涯学習部

(1) 生涯学習課

ア 領収証書の交付について

前回の定期監査における指摘事項
岸和田市財務規則では、出納員及び現金分任出納員が現金を直接収納したときは、領収証書を交付しなければならないとされているが、公民館総合保障制度加入者負担金について、領収証書が交付されていなかった。
措置内容
本件については、公民館総合保障制度加入者負担金を領収した際に領収証書を交付しなければならないところを誤って預かり書を発行していたものでした。今後、加入者から負担金を領収した際には、預かり書でなく領収証書を発行するよう、職員全員に周知徹底します。
改善状況の調査結果
<指摘事項> 令和6年度中に受領した公民館総合保障制度加入者負担金について、預かり書ではなく領収証書として発行していることを確認したが、未だ領収証書の交付漏れが複数見受けられた。（判断基準 ⑤⑪）

イ 補助金の交付事務について

前回の定期監査における指摘事項
社会教育関係団体運営補助金の交付事務について、必要な手続きである補助金の交付の決定通知及び補助金の額の確定通知がなされていないものがあった。
措置内容
補助金の交付決定通知及び額の確定通知については、令和5年11月3日に相手方に交付を行いました。今後、当該通知については発出後、遅滞なく相手方へ交付するよう、担当職員に周知徹底します。
改善状況の調査結果

<改善済>

令和5年度に実施した補助金交付事務について、交付決定通知及び確定通知がなされていることを確認した。

また、令和6年度の補助金交付事務について、交付決定通知及び調査時点で完了している補助事業については確定通知がなされていることを確認した。

(2) スポーツ振興課

前回の定期監査における指摘事項
随時の費用に係る資金前渡については、目的完了後10日以内に精算すべきところ、精算が遅延しているものがあつた。
措置内容
スポーツ振興課の各担当において、会計事務について改めて周知しました。今後は、複数の職員による確認を徹底し、「資金前渡 精算チェック表」も用いて、精算が遅延することのないよう適正な事務処理を行います。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和6年度の随時の費用に係る資金前渡について、精算が遅延しているものがないことを確認した。

(3) 郷土文化課

ア 行政財産の目的外使用料の調定事務について

前回の定期監査における指摘事項
令和4年度及び令和5年度の行政財産の目的外使用料について、事前調査時点で調定及び納入通知がされていないものがあつた。
措置内容
相手方に連絡し、令和4年度及び令和5年度の調定を行い、12月20日付で納入通知書を送付いたしました。今後は、リストを作成し、目的外使用許可申請の提出があつた際は、使用許可書交付後速やかに調定し納入通知書を相手方に送付いたします。
改善状況の調査結果
<注意を要する事項> 令和4年度及び令和5年度の調定及び納入通知がされていなかった行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、令和6年1月29日に収入されていることを確認した。 令和6年度の行政財産の目的外使用料について、調査時点で収入はされていたものの、調定及び納入通知書の交付が使用許可書交付後速やかに行われていないものがあつた。ミスの再発防止の観点から、先の措置通知内容に沿った事務執行が徹底されるよう引き続き改善に努められたい。(判断基準 ②)

イ 行政財産の目的外使用許可事務について

前回の定期監査における指摘事項
行政財産の目的外使用許可について、市有財産の使用許可、使用料の減免等の一連の手続が行われていないものがあった。
措置内容
継続使用ということもあり、失念していました。今後は行政財産の目的外使用許可をリストで管理するとともに、複数人による確認作業を徹底します。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和6年度の行政財産の目的外使用許可について、市有財産の使用許可、使用料の減免等の一連の手続が適正に行われていることを確認した。

第7 意見

前回の定期監査における指摘事項について、市長等から措置状況の通知がなされていたにもかかわらず、改善が見られず再度指摘事項としたものがあったことは、誠に遺憾であり、再発防止について徹底されたい。また、改善が不十分であり注意を要する事項としたものについては、以後、適正な事務執行の維持継続がなされるよう引き続き改善に努められたい。今回の監査結果を真摯に受け止め、部課内での情報共有を十分に行い、今後の事務が適正に行われることを望む。